

差別解消法が成立 障害者権利条約の批准へ

障害を理由に差別することを禁止する障害者差別解消法が6月19日の参議院本会議で、全会一致で可決、成立した。6月18日の参院内閣委員会の付帯決議では、国の基本方針や事業者向けの指針は障害者権利条約と障害者基本法を踏まえて作ることなどを確認。さらには、障害のある女性や子どもの人権擁護が課題だとも指摘した。2016年度施行の予定。

法制定は、国連の権利条約を批准するための法整備の一環。世界では130か国余が批准を済ませている。

差別解消法は、官民ともに、障害を理由にした不当な差別的取り扱いを禁止。要望があれば、過重な負担でない限りは合理的配慮を障害者に提供するよう義務付けている。

対応の仕方は、障害者基本法が定めた分野別の施策の方針を踏まえることにしており、交通、建築、情報通信などさまざまな省庁が関係する。今後、国は基本方針を、主務大臣は事業者向けに所管分野の対応指針を作る。主務大臣は事業者に対し報告を求めたり、指導や勧告をしたりもする（表）。

ただ、差別解消法には、何が差別か定義はない。また合理的配慮の提供については、公的機関は法的義務を負うが民間事業者は努力義務と違いがある。新たに救済機関を作ることにしてもおらず、既存の紛争解決の仕組みを使うとしている。

これらの点は国会で議論になり、付帯決議で、「不当な差別的取り扱いの具体的事例や合理的配慮の好

表 差別解消措置

行為主体	差別			策定者	策定
	不当な差別的 取扱い	合理的 配慮の 不提供		政府	義務
行政機関 等	禁止	提供 義務	基本 方針	国の行政機関の長 独立行政法人	義務
			対応 要領	地方公共団体の長 地方独立行政法人	努力 義務
事業者	禁止	提供努力 義務	対応 指針	主務大臣 (行政措置)	義務

- ・事業者のうち、雇用主については障害者雇用促進法の定めによる
- ・対応要領、対応指針は、基本方針に即し、かつ、あらかじめ障害者その他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要
- ・対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置がある

事例を指針などで示す。事例を集積し指針の内容を充実させていく。差別の定義も検討、「主務大臣が事業者に行った助言・指導・勧告を取りまとめて毎年国会に報告する」、「相談事例や裁判例を集積し、民間事業者の合理的配慮の義務付け、救済の仕組みなどを検討する」などとフォローした。

自治体では、NPOや学識者も加えた「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できることになっており、各地の実態積み上げが課題となりそうだ。

（福祉新聞・第2627号 2013年6月24日）